

昭和五年度大會議題

(議題審査委員會決定案)

第一号議案

船内に於ける八時間労働制確立実施に関する件

理由

船舶乗組員の労働時間が一日八時間一週四十八時間たるべき事は現在各船隊に於て慣習的実施されつゝある当直時間に見ても又才二回及才十三回同船労働總會議題として審議されたる同問題の趣旨より見て当然すぎる程の事である従つて船舶内に一日八時間一週四十八時間制を確立実施する事は各船労働問題を海上労働大衆本位に解決する關鍵であると同時に我國最重要産業たる海運に眞に合理的にして且つ効果的たる能率増進を賦與し無駄を除去するたりの唯一絶対的方法なりと信ずるからである。

実行方法

現在既に実施されつゝある一日八時間当直制乃至は勤務制を維持する事に努力し未だこの原則の実現せざる各船各卸乗組員についてはこの制度を確立すべく船主に交渉すると同時に又才十五回同船労働總會の議題たるこの問題に對する我國政府の答案中に吾人の主張の実現するやう政府に要求する

第二号議案

船舶乗組定員(船運令含む)制度確立の件

理由